

一 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）

改正案

現行

<p>第一条の二の三 貸金業者が特定非営利金融法人である場合にあつては、法第二条第十四項に規定する内閣府令で定めるものは、前条各号に掲げるもののほか、特定貸付契約とする。</p> <p>2 前項の「特定非営利金融法人」とは、法第二十四条の六の二の規定により第二十六条の二十五の二第三項第一号に掲げる場合に該当する旨の届出を行った貸金業者（当該届出の日以後同項第二号又は第三号に掲げる場合に該当することとなつた者を除く。）をいう。</p> <p>3 第一項の「特定貸付契約」とは、特定非営利活動貸付け又は生活困窮者支援貸付けに係る契約をいう。</p> <p>4 前項の「特定非営利活動貸付け」とは、特定非営利活動（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。以下同じ。）として行われる貸付けであつて、次に掲げるすべての要件に該当して行われるものをいう。</p> <p>一 当該貸付けに係る契約を締結するまでに、当該貸付けに係る契約の相手方となろうとする者に係る返済能力に関する事項の調査として、当該者が貸金業者に対して負担する債務（保証債務を除く。以下この項において同じ。）の総額その他当該者（事業を営む者に限る。）の財務の状況を把握すること。</p> <p>二 当該貸付けに係る契約に係る保証契約を締結する場合にあつて</p>	<p>（新設）</p>
--	-------------

は、当該保証契約を締結するまでに、当該保証契約の保証人（以下この項において単に「保証人」という。）となるうとする者に係る返済能力に関する事項の調査として、当該者が貸金業者に対して負担する債務の総額を把握すること。

三 返済期間を通じて、当該貸付けに係る契約の相手方及び保証人に係る返済能力に関する事項の調査として、当該相手方及び保証人が貸金業者に対して負担する債務の総額その他当該相手方（事業を営む者に限る。）の財務の状況を定期的に把握し、必要に応じてこれらの者に対する助言又は指導を行うこと。

四 当該貸付けに関し、貸金業者が年七・五パーセントを超える割合による利息（みなし利息（法第十二条の八第二項に規定するみなし利息をいう。）を含む。次号、次項第四号及び第五条の三の二第一項において同じ。）の契約を締結し、又は当該割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと。

五 当該貸付けが特定非営利活動として行われている事実が確認できる書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日（当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債

権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日)のうちいずれか遅い日)までの間保存する」と。

5 第三項の「生活困窮者支援貸付け」とは、生活困窮者を支援するための貸付けであつて、次に掲げるすべての要件に該当するものをいう。

一 当該貸付けに係る契約を締結するまでに、当該貸付けに係る契約の相手方となろうとする者が既に負担している債務を可能な限り整理し、かつ、当該貸付けに係る契約の相手方となろうとする者の経済生活の再生が行われるよう解決すべき課題の把握(以下この項において「アセスメント」という。)を、借入れ及び返済に関する相談について専門的な知識及び経験を有する者により行い、アセスメントの結果に基づき生活再建のための計画を策定するための措置を講じていること。

二 当該貸付けに係る契約に係る保証契約を締結する場合にあつては、当該保証契約を締結するまでに、当該保証契約の保証人(以下この項において単に「保証人」という。)となろうとする者に係る返済能力に関する事項の調査として、当該者が貸金業者に対して負担する債務の総額を把握すること。

三 返済期間を通じて、第一号の生活再建のための計画の進捗状況並びに当該貸付けに係る契約の相手方及び保証人が負担する債務の総額(保証人にあつては、貸金業者に対して負担する債務の総額に限る。)を定期的に把握し、必要に応じてこれらの者に対す

る助言又は指導を行うこと。

四 当該貸付けに関し、貸金業者が年七・五パーセントを超える割合による利息の契約を締結し、又は当該割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと。

五 当該貸付けが生活困窮者を支援するために行われている事実が確認できる書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録並びに第一号のアセスメント及び生活再建のための計画の内容を記載した書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日（当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日））までの間保存すること。

6 前項の「生活困窮者」とは、収入（借入れによる収入を含む。）をもつて最低限度の生活を維持するために必要な費用及び債務の弁済の費用を賄うことができない個人（当該費用に充てるべき資産を有しない者に限る。）をいう。

(取締役等と同等以上の支配力を有する者)

第二条 法第四条第一項第二号、第二十四条の二十七第一項第三号及び第三十一条第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 当該法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号、次号、第四条、第五条の二第二号、第五条の三の二第一項第三号並びに第二項第一号及び第四号、第五条の四第一項第一号、第五条の五第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号、第八条第二号ロ、第二十六条の二十七第二号イ、第二十六条の二十九第三項第一号、第三十条第九号、第三十条の二第一項、第三十条の三第一項並びに第三十条の七第二号において同じ。)の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者が法人である場合におけるその職務を行うべき者

四 (略)

2 (略)

(登録申請書の添付書類)

第四条 (略)

2 (略)

3 法第四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

(取締役等と同等以上の支配力を有する者)

第二条 法第四条第一項第二号、第二十四条の二十七第一項第三号及び第三十一条第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 当該法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号、次号、第四条、第五条の二第二号、第五条の三第二号イ、第五条の四第一項第一号、第五条の五第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号、第八条第二号ロ、第二十六条の二十七第二号イ、第二十六条の二十九第三項第一号、第三十条第九号、第三十条の二第一項、第三十条の三第一項並びに第三十条の七第二号において同じ。)の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者が法人である場合におけるその職務を行うべき者

四 (略)

2 (略)

(登録申請書の添付書類)

第四条 (略)

2 (略)

3 法第四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一〇十三 (略)

十四 前各号に掲げる書類に記載された事項が真実かつ正確であることを確認するために必要な事項を記載した書類(財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事が必要と認める場合に限る。)

(資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる事由)

第五条の三 法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由は、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けたこと(当該決定に係る再生手続又は更生手続が終了している場合を除く。)とする。

一〇十三 (略)

(新設)

(資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる事由)

第五条の三 法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げるものとする。

一 再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けたこと(当該決定に係る再生手続又は更生手続が終了している場合を除く。)

二 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 営利を目的としない法人であること。

ロ 純資産額(第五条の五第一項第一号又は第二項第一号若しくは第二号に定める金額をいう。)が五百万円以上であること。

ハ 特定非営利活動(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。)に係る事業に対する貸付け又は生活に困窮する者を支援するための貸付けを事業の主たる目的とし、その旨を定款又は寄附行為において定めていること。

ニ 定款又は寄附行為において、次に掲げる事項を定めていること。

(1) 剰余金の分配及び出資の払込みを受けた額を超える払戻し

を行わないこと。

(2) 解散時の残余財産をハに規定する貸付けの事業を行うことを主たる目的とする者又は国若しくは地方公共団体に帰属させること。

ホ 純資産額が令第三条の二で定める金額に満たない者がイからニまでに掲げる要件に該当し法第三条第一項の登録を受けた場合（純資産額が令第三条の二で定める金額に満たない貸金業者が、第二十六条の二十五第一項第三号に掲げる場合に該当する旨の届出をして引き続き貸金業を営む場合を含む。）においては、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

(1) イからニまでに掲げる要件に該当した後行うすべての貸付けに関し、年七・五パーセントを超える割合による利息（みなし利息（法第十二条の八第二項に規定するみなし利息をいう。）を含む。以下この号において同じ。）の契約をし、又はその貸付けに関し当該割合を超える割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと。

(2) 貸付け（イからニまでに掲げる要件に該当した後行つた貸付けに限る。以下この号において同じ。）による利息の収入があるときは、各事業年度における当該収入額に占めるハに規定する貸付けによる利息の収入額の割合が百分の五十を超えていること。

(3) 次に掲げる書類を作成し、次に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ次に定める日までの間、主たる営業所又は事務所に

第五条の三の二 法第三条第一項の登録を受けようとする者が非営利特例対象法人である場合にあつては、法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由は、前条に規定するもののほか、当該者の貸金業の業務が次に掲げるすべての要件に該当して行われることとする。

一 当該登録を受けた日以後行うすべての貸付けに関し、年七・五パーセントを超える割合による利息の契約を締結し、又は当該割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと。

二 当該登録を受けた日以後行う貸付けによる利息の収入があるときは、各事業年度における当該利息の収入額に占める特定非営利活動として行われる貸付け及び生活困窮者（第一条の二の三第六項に規定する生活困窮者をいう。次項において同じ。）を支援するための貸付けに係る利息の収入額の割合が百分の五十を超えて

備え置き、債務者等その他利害関係人から閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させること。

(i) 法第四条第一項各号に掲げる事項を記載した登録申請書の写し、その登録の有効期間の満了日

(ii) 各事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書その他決算に関する書類、翌々事業年度の末日

(iii) 各事業年度末において残高のある貸付けの契約の内容がわかる書面（個人である債務者等の氏名は除く。） 翌々事業年度の末日

（新設）

いること。

三 次のイからハまでに掲げる書面又は電磁的記録を作成し、当該イからハまでに掲げる書面又は電磁的記録の区分に応じ、当該イからハまでに定める日までの間、主たる事務所に備え置き、債務者等その他利害関係人から閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させること。

イ 法第四条第一項各号に掲げる事項を記載した登録申請書の写し（当該登録申請書の写しに記載された情報の内容を記録した電磁的記録を含む。） 当該登録の有効期間の満了の日

ロ 各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、収支計算書その他法人の決算に関する書類及び事業報告書（これらの書類に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を含む。） 当該各事業年度の翌々事業年度の末日

ハ 各事業年度の末日において存在する貸付けに係る契約（貸付けの残高が零を超えるものに限る。）ごとにその内容（相手方の属性、契約年月日、当初の貸付けの金額、各事業年度の末日における残高の金額、貸付けの利率及び最終の返済期日を含み、個人である債務者等を特定できる事項を除く。）を記載した書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録 当該各事業年度の翌々事業年度の末日

2 | 前項の「非営利特例対象法人」とは、次に掲げるすべての要件に該当する者をいう。

一 営利を目的としない法人であること。

二 純資産額（第五条の五第一項第一号又は第二項第一号若しくは第二号に定める金額をいう。第二十六条の二十五の二第一項第一号において同じ。）が五百万円以上であること。

三 特定非営利活動として行われる貸付け又は生活困窮者を支援するための貸付けを行うことを事業の主たる目的とし、その旨を定款又は寄附行為で定めていること。

四 定款又は寄附行為で、次に掲げる事項を定めていること。

イ 剰余金の分配及び出資の払戻し（当該払戻しの額が出資の額を超えるものに限る。）を行わないこと。

ロ 解散時の残余財産を特定非営利活動として行われる貸付け又は生活困窮者を支援するための貸付けを行うことを事業の主たる目的とする法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させること。

第五条の四の二 前条の規定にかかわらず、財務局長、福岡財務支局

長又は都道府県知事は、法第三条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を除く。第三項、第二十六条の二十五の二第二項及び第二十六条の二十九の二において同じ。）の申請を行う者が非営利特例対象法人（第五条の三の二第二項に規定する非営利特例対象法人をいう。以下同じ。）である場合であつて、当該者の貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げるすべての要件に該当して行われることが確実と認められ、かつ、当該者が次に掲げるすべての要件に該当するときは、当該者が前条第一項各号に掲げる基準に適合して

（新設）

いるものとみなして審査するものとする。

一 前条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる基準に適合していること。

二 貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者から、適時に貸金業の業務に関する必要な助言又は指導を受けることができる体制が整備されていること。

2 前項の場合における第四条第三項第十三号の規定の適用については、同号中「及び別紙様式第四号の二により作成した営業所等（自動契約受付機又は現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。以下この号において同じ。）ごとの貸付けの業務の経験者（営業所等ごと）に在籍する貸付けの業務に一年以上従事した者をいう。）各一人の業務経歴書」とあるのは、「並びに第五条の四の二第一項第二号の体制について記載した書面及び同号の貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者の業務経歴書」とする。

3 財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事が、第一項の規定により、前条第一項各号に掲げる基準に適合するものとみなされている貸金業者に対し、法第二十四条の六の四第一項の規定により登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合における前条第一項第二号及び第三号の規定は、当該登録の有効期間の満了の日までの間は、適用しない。

（変更届出書の添付書類）

第八条 法第八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各

（変更届出書の添付書類）

第八条 法第八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各

号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一〇七（略）

八 前各号に掲げる場合であつて、管轄財務局長又は都道府県知事が必要と認めるとき 当該各号に定める書類に記載された事項が真実かつ正確であることを確認するために必要な事項を記載した書類

（廃業等の届出）

第十条 法第十条第一項の規定による届出を金融庁長官にしようとする者は、別紙様式第六号により作成した廃業等届出書（次項において単に「廃業等届出書」という。）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類一部を添付して、同条第二項に規定する登録をした財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

一〇五（略）

2 法第十条第一項の規定による届出を都道府県知事にしようとする者は、廃業等届出書に、当該都道府県知事の定める部数の当該廃業等届出書の副本及び前項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、当該都道府県知事に提出しなければならない。

号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一〇七（略）

（新設）

（廃業等の届出）

第十条 法第十条第一項の規定による届出を金融庁長官にしようとする者は、別紙様式第六号により作成した廃業等届出書（次項において単に「廃業等届出書」という。）に、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類一部を添付して、同条第二項に規定する登録をした財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

一〇五（略）

2 法第十条第一項の規定による届出を都道府県知事にしようとする者は、廃業等届出書に、当該都道府県知事の定める部数の当該廃業等届出書の副本及び前項各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類を添付して、当該都道府県知事に提出しなければならない。

(証明書の様式等)

第十条の九 法第十二条の四第一項に規定する証明書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項が記載され、従業者の写真がはり付けられたものとする。

- 一・二 (略)
- 2・3 (略)

(保証料の確認に関する記録の保存)

第十条の十二 貸金業者は、法第十二条の八第七項に規定する記録を、同条第六項に規定する貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日(当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日(当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの(これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日)のうちいずれか遅い日)までの間保存しなければならない。

第十条の十六の二 貸金業者が特定非営利金融法人(第一条の二の三第二項に規定する特定非営利金融法人をいう。以下同じ。)である場合にあつては、法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める貸

(証明書の様式等)

第十条の九 法第十二条の四第一項に規定する証明書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項が記載され、従業者の写真がはり付けられたものとする。

- 一・二 (略)
- 2・3 (略)

(保証料の確認に関する記録の保存)

第十条の十二 貸金業者は、法第十二条の八第七項に規定する記録を、同条第六項に規定する貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日(当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日。ただし、当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの(これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日)のうちいずれか遅い日)までの間保存しなければならない。

(新設)

付けの契約は、前条各号に掲げるもののほか、特定貸付契約（第一条の二の三第三項に規定する特定貸付契約をいう。以下同じ。）及び当該特定貸付契約に係る保証契約とする。

（資力を明らかにする事項を記載した書面等）

第十条の十七 法第十三条第三項本文及びただし書（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）並びに法第十三条の三第三項本文に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書面又はその写し（当該書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において「書面等」という。）とする。ただし、個人顧客（法第十三条第三項に規定する個人顧客をいう。以下同じ。）の勤務先に変更があつた場合その他当該書面等が明らかにする当該個人顧客の資力に変更があつたと認められる場合には、当該変更後の資力を明らかにするものに限る。

一・二 （略）

三 給与の支払明細書

四〇十 （略）

十一 個人顧客の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に係る前各号に掲げるもの（当該個人顧客が第十条の二十三第一項第三号に掲げ

（資力を明らかにする事項を記載した書面等）

第十条の十七 法第十三条第三項本文及びただし書（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）並びに法第十三条の三第三項本文に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書面（第三号、第九号及び第十一号（第三号及び第九号に係る部分に限る。）に掲げるものを除き、一般的に発行される直近の期間に係るものに限る。）又はその写し（当該書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において「書面等」という。）とする。ただし、個人顧客（法第十三条第三項に規定する個人顧客をいう。以下同じ。）の勤務先に変更があつた場合その他当該書面等が明らかにする当該個人顧客の資力に変更があつたと認められる場合には、当該変更後の資力を明らかにするものに限る。

一・二 （略）

三 給与の支払明細書（直近の二月分以上のものに限る。）

四〇十 （略）

十一 個人顧客の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に係る前各号に掲げるもの（当該個人顧客が第十条の二十三第一項第六号に掲げ

る契約を締結しようとする場合若しくは同号に掲げる契約（極度方式基本契約に限る。）を締結している場合又は当該個人顧客の配偶者が同号に掲げる契約を締結している場合に限る。）

2 | 前項各号に掲げる書面（同項第九号に掲げる書面及び同項第十一号に掲げる書面（同項第九号に係るものに限る。）を除く。）は、次の各号に掲げる書面の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

一 | 前項第一号、第二号及び第十号に掲げる書面並びに同項第十一号に掲げる書面（同項第一号、第二号及び第十号に係るものに限る。） 一般的に発行される直近の期間に係るものであること。

二 | 前項第三号に掲げる書面及び同項第十一号に掲げる書面（同項第三号に係るものに限る。） 直近二月分以上のもの（第十条の二十二第二項第三号に掲げる方法により直近の年間の給与の金額を算出する場合にあつては、直近のもの）であること。

三 | 前項第四号から第六号までに掲げる書面及び同項第十一号に掲げる書面（同項第四号から第六号までに係るものに限る。） 通常提出される直近の期間（当該直近の期間を含む連続した期間における事業所得の金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十七条第二項に規定する事業所得の金額をいう。次号及び第十条の二十二第一項第四号において同じ。）を用いて基準額（法第十三条の二第二項に規定する基準額をいう。次号において同じ。）を算定する場合にあつては、当該直近の期間を含む連続した期間）に係るものであること。

る契約を締結しようとする場合若しくは同号に掲げる契約（極度方式基本契約に限る。）を締結している場合又は当該個人顧客の配偶者が同号に掲げる契約を締結している場合に限る。）

（新設）

四 前項第七号及び第八号に掲げる書面並びに同項第十一号に掲げる書面（同項第七号及び第八号に係るものに限る。） 一般的に発行される直近の期間（当該直近の期間を含む連続した期間における事業所得の金額を用いて基準額を算定する場合にあつては、当該直近の期間を含む連続した期間）に係るものであること。

3 第一項ただし書の規定にかかわらず、当該個人顧客（同項第十一号に掲げる書面に係るものにあつては、当該個人顧客の配偶者）が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、同項本文に規定する書面等を用いることができる。

一・二 （略）

（貸付けの契約を締結した場合における返済能力の調査に関する記録の作成等）

第十条の十八 （略）

2 貸金業者は、前項に規定する記録（法第十三条第三項の規定により前条第一項に規定する書面等の提出又は提供を受けたときは、当該書面等又は当該書面等（書面又はその写しに該当するものに限る。）に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を含む。）を、次の各号に掲げる貸付けの契約の区分に応じ、当該各号に定める日までの間保存しなければならない。

一 貸付けに係る契約 当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日（当該

2 前項ただし書の規定にかかわらず、当該個人顧客（同項第十一号に掲げる書面に係るものにあつては、当該個人顧客の配偶者）が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、同項本文に規定する書面等を用いることができる。

一・二 （略）

（貸付けの契約を締結した場合における返済能力の調査に関する記録の作成等）

第十条の十八 （略）

2 貸金業者は、前項に規定する記録（法第十三条第三項の規定により前条第一項に規定する書面等の提出又は提供を受けたときは、当該書面等を含む。）を、次の各号に掲げる貸付けの契約の区分に応じ、当該各号に定める日までの間保存しなければならない。

一 貸付けに係る契約 当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日。ただ

貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日）

二 (略)

(極度方式基本契約の相手方の利益の保護に支障を生ずることがない場合)

第十条の十九 法第十三条第五項に規定する内閣府令で定めるものは、極度方式基本契約の相手方と連絡することができないことにより、極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額。以下この条、次条第一項第一号、第十条の二十八第四項第一号及び第十条の二十九第一号において同じ。）を一時的に減額していた場合（当該相手方の返済能力の低下による場合を除く。）に、当該相手方と連絡することができたことにより、極度額をその減額の前の額まで増額する場合とする。

(極度方式基本契約の極度額を増額した場合における返済能力の調査に関する記録の作成等)

し、当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日）

二 (略)

(極度方式基本契約の相手方の利益の保護に支障を生ずることがない場合)

第十条の十九 法第十三条第五項に規定する内閣府令で定めるものは、極度方式基本契約の相手方と連絡することができないことにより、極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額。以下この条、次条第一項第一号、第十条の二十八第一項第一号から第三号まで及び第四項第一号並びに第十条の二十九第一号において同じ。）を一時的に減額していた場合（当該相手方の返済能力の低下による場合を除く。）に、当該相手方と連絡することができたことにより、極度額をその減額の前の額まで増額する場合とする。

(極度方式基本契約の極度額を増額した場合における返済能力の調査に関する記録の作成等)

第十条の二十 (略)

2 貸金業者は、前項に規定する記録（法第十三条第五項において準用する同条第三項の規定により第十条の十七第一項に規定する書面等の提出又は提供を受けたときは、当該書面等又は当該書面等（書面又はその写しに該当するものに限る。）に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を含む。）を、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

（個人過剰貸付契約から除かれる契約）

第十条の二十一 法第十三条の二第二項に規定する内閣府令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一～四 (略)

五 金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）であつて、次に掲げるものを担保とする貸付けに係る契約（担保に供する当該有価証券の購入に必要な資金の貸付けに係る契約を含み、貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該有価証券の時価の範囲内であるものに限る。）

イ 金融商品取引法第二条第一項第一号から第三号まで、第十号

第十条の二十 (略)

2 貸金業者は、前項に規定する記録（法第十三条第五項において準用する同条第三項の規定により第十条の十七第一項に規定する書面等の提出又は提供を受けたときは、当該書面等を含む。）を、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

（個人過剰貸付契約から除かれる契約）

第十条の二十一 法第十三条の二第二項に規定する内閣府令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一～四 (略)

(新設)

又は第十一号に掲げる有価証券

ロ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十七条の二各号に掲げる有価証券

六 不動産（借地権を含み、個人顧客若しくは担保を提供する者の居宅、居宅の用に供する土地若しくは借地権又は当該個人顧客若しくは担保を提供する者の生計を維持するために不可欠なものを除く。）を担保とする貸付けに係る契約であつて、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの（貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該不動産の価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、固定資産税評価額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の範囲内であるものに限る。）

七 売却を予定している個人顧客の不動産（借地権を含む。）の売却代金により弁済される貸付けに係る契約であつて、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの（貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該不動産の価格の範囲内であるもの限り、当該不動産を売却することにより当該個人顧客の生活に支障を来すと認められる場合を除く。）

八 第一条の二の二第二号から第五号までに掲げる契約

2 貸金業者は、前項第一号から第七号までに掲げる貸付けに係る契

（新設）

（新設）

五 第一条の二の二第二号から第五号までに掲げる契約

2 貸金業者は、前項第一号から第四号までに掲げる契約を締結した

約を締結した場合には、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める書面若しくはその写し又はこれらに記載された情報の内容を記録した電磁的記録を、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日（当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日））までの間保存しなければならない。

一 前項第一号又は第二号に掲げる貸付けに係る契約 不動産（借地権を含む。）の売買契約書又は建設工事の請負契約書その他の締結した契約がそれぞれ同項第一号又は第二号に掲げる契約に該当することを証明する書面

二 前項第三号に掲げる貸付けに係る契約 次に掲げる書面  
イ・ロ (略)

三 前項第四号に掲げる貸付けに係る契約 医療機関からの療養費の請求書又は見積書

四 前項第五号に掲げる貸付けに係る契約 当該担保とする有価証券の種類、銘柄、数及び価額を記載した書面

五 前項第六号に掲げる貸付けに係る契約 次に掲げる書面

場合には、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める書面又はその写しを、当該契約に定められた最終の返済期日（当該契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日）までの間保存しなければならない。

一 前項第一号又は第二号に掲げる契約 不動産（借地権を含む。）の売買契約書又は建設工事の請負契約書その他の締結した契約がそれぞれ同項第一号又は第二号に掲げる契約に該当することを証明する書面

二 前項第三号に掲げる契約 次に掲げる書面  
イ・ロ (略)

三 前項第四号に掲げる契約 医療機関からの療養費の請求書又は見積書

(新設)

(新設)

イ 当該不動産の価格の算出の根拠を記載した書面

ロ 当該不動産の登記事項証明書

ハ 担保権が実行された場合には、当該不動産が売却される可能性があることについての当該個人顧客又は担保を提供する者の同意書

六 前項第七号に掲げる貸付けに係る契約 次に掲げる書面

イ 当該不動産の価格の算出の根拠を記載した書面

ロ 当該不動産の売買契約書又は売買の媒介契約書

第十条の二十一の二 貸金業者が特定非営利金融法人である場合にあ

つては、法第十三条の二第二項に規定する内閣府令で定める契約は、前条第一項各号に掲げる契約のほか、特定貸付契約とする。

(年間の給与に類する定期的な収入の金額等)

第十条の二十二 法第十三条の二第二項に規定する年間の給与に類する定期的な収入の金額として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 年間の事業所得の金額(過去の事業所得の状況に照らして安定的と認められるものに限る。)

2・3 (略)

(個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約等)

(新設)

(新設)

(年間の給与に類する定期的な収入の金額等)

第十条の二十二 法第十三条の二第二項に規定する年間の給与に類する定期的な収入の金額として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

(新設)

2・3 (略)

(個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約等)

第十条の二十三 法第十三条の二第二項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(削る)

(削る)

第十条の二十三 法第十三条の二第二項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券(同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。)であつて、次に掲げるものを担保とする貸付けに係る契約(担保に供する当該有価証券の購入に必要な資金の貸付けに係る契約を含み、貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該有価証券の時価の範囲内であるものに限る。)

イ 金融商品取引法第二条第一項第一号から第三号まで、第十号又は第十一号に掲げる有価証券

ロ 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第二十七条の二各号に掲げる有価証券

二 不動産(借地権を含み、個人顧客若しくは担保を提供する者の居宅、居宅の用に供する土地若しくは借地権又は当該個人顧客若しくは担保を提供する者の生計を維持するために不可欠なものを除く。)を担保とする貸付けに係る契約であつて、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの(貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該不動産の価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、固定資産税評価額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。))その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。以

(削る)

一 (略)

一の二 債務を既に負担している個人顧客が当該債務を弁済するために必要な資金の貸付けに係る契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの

イ 当該個人顧客が弁済する債務のすべてが、当該個人顧客が貸金業者と締結した貸付けに係る契約に基づき負担する債務(指定信用情報機関が保有する個人信用情報により確認できるものに限る。)であること。

ロ 当該貸付けに係る契約の貸付けの利率が、当該個人顧客が弁済する債務に係る貸付けに係る契約の貸付けの利率(当該個人顧客が弁済する債務に係る貸付けに係る契約が二以上ある場合は、弁済時における貸付けの残高(極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けにあつては、当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高の合計額。ハにおいて同じ。))により加重平均した貸付けの利率)を上回らないこと。

下この項及び次項において同じ。)の範囲内であるものに限る。

一

三 売却を予定している個人顧客の不動産(借地権を含む。)の売却代金により弁済される貸付けに係る契約であつて、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの(貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該不動産の価格の範囲内であるもの)に限り、当該不動産を売却した後には当該個人顧客の生活に支障を来すと認められる場合を除く。)

四 (略)

(新設)

ハ 当該貸付けに係る契約に基づく定期の返済により、当該貸付けの残高が段階的に減少することが見込まれること。

二 前号イ及びハからへまでに掲げるすべての要件に該当すること。

二 個人顧客又は当該個人顧客の親族で当該個人顧客と生計を一にする者の緊急に必要と認められる医療費（所得税法第七十三条第二項に規定する医療費をいう。次項において同じ。）を支払うために必要な資金の貸付けに係る契約（第十条の二十一第一項第四号に掲げる契約を除く。）であつて、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの（当該個人顧客が現に当該貸付けに係る契約を締結していない場合に限る。）

三 (略)

四 事業を営む個人顧客に対する貸付けに係る契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの

イ・ロ (略)

五 現に事業を営んでいない個人顧客に対する新たな事業を行うために必要な資金の貸付けに係る契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの

イ・ロ (略)

2 貸金業者は、前項各号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合には、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める書面若しくはその写し又はこれらに記載された情報の内容

五 個人顧客又は当該個人顧客の親族で当該個人顧客と生計を一にする者の緊急に必要と認められる医療費（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十三条第二項に規定する医療費をいう。次項において同じ。）を支払うために必要な資金の貸付けに係る契約（第十条の二十一第一項第四号に掲げる契約を除く。）であつて、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの（当該個人顧客が現に当該貸付けに係る契約を締結していない場合に限る。）

六 (略)

七 事業を営む個人顧客に対する貸付けに係る契約であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ・ロ (略)

八 現に事業を営んでいない個人顧客に対する新たな事業を行うために必要な資金の貸付けに係る契約であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ・ロ (略)

2 貸金業者は、前項各号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合には、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める書面又はその写しを、当該貸付けに係る契約に定められた

を記録した電磁的記録を、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日（当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日））までの間保存しなければならない。

（削る）

（削る）

一 前項第一号に掲げる貸付けに係る契約 次に掲げる事項を記載した書面

最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日。ただし、当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日）までの間保存しなければならない。

一 前項第一号に掲げる貸付けに係る契約 当該担保とする有価証券の種類、銘柄、数及び価額を記載した書面

二 前項第二号に掲げる貸付けに係る契約 次に掲げる書面

イ 当該不動産の価格の算出の根拠を記載した書面

ロ 当該不動産の登記事項証明書

ハ 担保権が実行された場合には、当該不動産が売却される可能性があることについての当該個人顧客又は担保を提供する者の同意書

三 前項第三号に掲げる貸付けに係る契約 次に掲げる書面

イ 当該不動産の価格の算出の根拠を記載した書面

ロ 当該不動産の売買契約書又は売買の媒介契約書

四 前項第四号に掲げる貸付けに係る契約 次に掲げる事項を記載した書面

イ・ロ (略)

一の二 前項第一号の二に掲げる貸付に係る契約 次に掲げる事項を記載した書面

イ 当該貸付に係る契約の貸付の利率

ロ 当該個人顧客が弁済する債務に係る貸付の残高及び貸付の利率

ハ 当該貸付に係る契約を締結するに際して指定信用情報機関から提供を受けた信用情報の内容

ニ 当該貸付に係る契約の返済期間及び返済回数

ホ 当該貸付に係る契約に基づく各回の返済金額のうち元本の返済に充てられる金額

ヘ 当該貸付に係る契約に基づく債権について物的担保を供させるときは、当該個人顧客が既に負担している債務につき供されている物的担保の内容

ト 当該貸付に係る契約について保証契約を締結するときは、当該個人顧客が既に負担している債務に係る保証契約の内容

二 前項第二号に掲げる貸付に係る契約 医療機関からの医療費の請求書又は見積書

三 前項第三号に掲げる貸付に係る契約 次に掲げる書面  
イ・ロ (略)

四 前項第四号に掲げる貸付に係る契約 次に掲げる書面  
イ・ロ (略)

五 前項第五号に掲げる貸付に係る契約 当該個人顧客の事業計

イ・ロ (略)

(新設)

五 前項第五号に掲げる貸付に係る契約 医療機関からの医療費の請求書又は見積書

六 前項第六号に掲げる貸付に係る契約 次に掲げる書面  
イ・ロ (略)

七 前項第七号に掲げる貸付に係る契約 次に掲げる書面  
イ・ロ (略)

八 前項第八号に掲げる貸付に係る契約 当該個人顧客の事業計

画書、収支計画書及び資金計画書その他当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けであると認められる理由を記載した書面

- 3 貸金業者は、第一項第三号に掲げる契約を締結している個人顧客の配偶者を相手方とする貸付けに係る契約（第十条の二十一第一項各号に掲げる契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）であつて、当該個人顧客の配偶者に係る個人顧客合算額と当該個人顧客に係る個人顧客合算額から当該個人顧客に係る基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）を合算した額が、当該個人顧客の配偶者に係る基準額を超えることとなるもの（第一項各号に掲げるものを除く。）を締結してはならない。

（基準額超過極度方式基本契約に係る調査の要件等）

第十条の二十四 法第十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる基準のいずれかを満たすこととする。

- 一 極度方式基本契約（第一条の二の二第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約又は第十条の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約を除く。）の契約期間を当該極度方式基本契約を締結した日から同日以後一月以内の一定の期日までの期間及び当該一定の期日の翌日以後一月ごとの期間に区分したそれぞれの期間において、当該期間内に行つた当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの金額（当該極度方式基本契約の相手方である個人顧客と締結している当該極度方式基本契約

画書、収支計画書及び資金計画書その他当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けであると認められる理由を記載した書面

- 3 貸金業者は、第一項第六号に掲げる契約を締結している個人顧客の配偶者を相手方とする貸付けに係る契約（第十条の二十一第一項各号に掲げる契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）であつて、当該個人顧客の配偶者に係る個人顧客合算額と当該個人顧客に係る個人顧客合算額から当該個人顧客に係る基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）を合算した額が、当該個人顧客の配偶者に係る基準額を超えることとなるもの（第一項各号に掲げるものを除く。）を締結してはならない。

（基準額超過極度方式基本契約に係る調査の要件等）

第十条の二十四 法第十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる基準のいずれかを満たすこととする。

- 一 極度方式基本契約（第一条の二の二第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約又は同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約を除く。）の契約期間を当該極度方式基本契約を締結した日から同日以後一月以内の一定の期日までの期間及び当該一定の期日の翌日以後一月ごとの期間に区分したそれぞれの期間において、当該期間内に行つた当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの金額（当該極度方式基本契約の相手方である個人顧客と締結している当該極度方式基本契約以外の極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの金額を含む。）の合計額が五万

外の極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの金額を含む。)の合計額が五万円を超え、かつ、当該期間の末日における当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高(当該極度方式基本契約の相手方である個人顧客と締結している当該極度方式基本契約以外の極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高を含む。)の合計額が十万円を超えること。

二 第十条の二十五第三項第三号、第十条の二十八第四項第二号又は第十条の二十九第二号に掲げる措置を解除しようとする場合であること。

2 (略)

第十条の二十四の二 貸金業者が特定非営利金融法人である場合における前条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第一条の二の二第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約又は第十条の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約」とあるのは、「第一条の二の二第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約、第十条の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約又は特定貸付契約」とする。

(極度方式基本契約に係る定期的な調査)  
第十条の二十五 (略)

円以上であり、かつ、当該期間の末日における当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高(当該極度方式基本契約の相手方である個人顧客と締結している当該極度方式基本契約以外の極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高を含む。)の合計額が十万円以上であること。

二 第十条の二十八第四項第二号又は第十条の二十九第二号に掲げる措置を解除しようとする場合であること。

2 (略)

(新設)

(極度方式基本契約に係る定期的な調査)  
第十条の二十五 (略)

2 (略)

3 法第十三条の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第一項に規定する期間の末日における当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高(当該極度方式基本契約の相手方である個人顧客と締結している当該極度方式基本契約以外の極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高を含む。)の合計額が十万円以下である場合

二 (略)

三 第一項に規定する期間の末日において元本又は利息の支払の遅延を原因とする当該極度方式基本契約に基づく新たな極度方式貸付けの停止に係る措置が講じられている場合

四 当該極度方式基本契約が、第一条の二の二第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約又は第十条の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約である場合

第十条の二十五の二 貸金業者が特定非営利金融法人である場合における前条第三項第四号の規定の適用については、同号中「第一条の二の二第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約又は第十条の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約」とあるのは、「第一条の二の二第三号若しくは第四号に掲げる金銭の

2 (略)

3 法第十三条の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第一項に規定する期間の末日における当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高(当該極度方式基本契約の相手方である個人顧客と締結している当該極度方式基本契約以外の極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高を含む。)の合計額が十万円未満である場合

二 (略)

(新設)

三 当該極度方式基本契約が、第一条の二の二第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約又は同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約である場合

(新設)

貸付けに係る契約若しくは同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約、第十條の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約又は特定貸付契約」とする。

(極度方式基本契約に係る定期的な調査等における資力を明らかにする事項を記載した書面等)

第十條の二十六 (略)

2 法第十三條の三第三項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、第十條の十七第一項各号に掲げる書面(同項第一号から第八号まで及び第十号に掲げる書面並びに同項第十一号に掲げる書面(同項第一号から第八号まで及び第十号に係るものに限る。))にあつては、過去三年以内に発行(同項第四号から第六号までに掲げる書面及び同項第十一号に掲げる書面(同項第四号から第六号までに係るものに限る。))が法令で定める期間内に提出がされている場合に於ては、当該提出。以下この項において同じ。)がされたもの(貸金業者が、当該書面等が発行された日から起算して二年を経過した日以後一年以内に当該個人顧客の勤務先(同項第十一号に掲げる書面に係るものにあつては、当該個人顧客の配偶者の勤務先)に変更がないことを確認した場合には、過去五年以内に発行がされたもの)に限る。)又はその写し(当該書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において「書面等」という。)とする。ただし、当該期間内に当該個人顧客の勤務先に変更があつた場合その他当該書面等が明らかにする当

(極度方式基本契約に係る定期的な調査等における資力を明らかにする事項を記載した書面等)

第十條の二十六 (略)

2 法第十三條の三第三項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、第十條の十七第一項各号に掲げる書面(同項第一号から第八号まで、第十号及び第十一号(同項第一号から第八号まで及び第十号に係る部分に限る。))に掲げるものにあつては、過去三年以内に発行されたもの(貸金業者が、当該書面等が発行された日から起算して二年を経過した日以後一年以内に当該個人顧客の勤務先(同項第十一号に掲げる書面に係るものにあつては、当該個人顧客の配偶者の勤務先)に変更がないことを確認した場合には、過去五年以内に発行されたもの)に限る。)又はその写し(当該書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において「書面等」という。)とする。ただし、当該期間内に当該個人顧客の勤務先に変更があつた場合その他当該書面等が明らかにする当該個人顧客の資力に変更があつたと認められる場合には、当該変更後の資力を明らかにするものに限る。

該個人顧客の資力に変更があつたと認められる場合には、当該変更後の資力を明らかにするものに限る。

3 (略)

(極度方式基本契約に係る定期的な調査等における返済能力の調査に関する記録の作成等)

第十条の二十七 (略)

2 貸金業者は、前項に規定する記録（法第十三条の三第三項の規定により前条第一項に規定する書面等の提出又は提供を受けたときは、当該書面等又は当該書面等（書面又はその写しに該当するものに限る。）に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を含む。）をその作成後三年間保存しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、貸金業者は、前条第二項の規定により同条第一項に規定する書面等をその発行後三年を超えて用いるときは、当該書面等又は当該書面等（書面又はその写しに該当するものに限る。）に記載された情報の内容を記録した電磁的記録をその発行後五年間保存しなければならない。

(個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契約等)

第十条の二十八 法第十三条の三第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(削る)

3 (略)

(極度方式基本契約に係る定期的な調査等における返済能力の調査に関する記録の作成等)

第十条の二十七 (略)

2 貸金業者は、前項に規定する記録（法第十三条の三第三項の規定により前条第一項に規定する書面等の提出又は提供を受けたときは、当該書面等を含む。）をその作成後三年間保存しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、貸金業者は、前条第二項の規定により同条第一項に規定する書面等をその発行後三年を超えて用いるときは、当該書面等をその発行後五年間保存しなければならない。

(個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契約等)

第十条の二十八 法第十三条の三第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券（同条第二項

(削る)

の規定により有価証券とみなされる権利を含む。)であつて、次に掲げるものを担保とする極度方式基本契約(極度額が当該極度方式基本契約の締結時における当該有価証券の時価の範囲内であるものに限る。)

イ 金融商品取引法第二条第一項第一号から第三号まで、第十号又は第十一号に掲げる有価証券

二 不動産(借地権を含み、個人顧客若しくは担保を提供する者の居宅、居宅の用に供する土地若しくは借地権又は当該個人顧客若しくは担保を提供する者の生計を維持するために不可欠なものを除く。)を担保とする極度方式基本契約であつて、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの(極度額が当該極度方式基本契約の締結時における当該不動産の価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、固定資産税評価額(地方税法第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。))その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。以下この項において同じ。)の範囲内であるものに限る。)

(削る)

三 売却を予定している個人顧客の不動産(借地権を含む。)の売却代金により弁済される極度方式基本契約であつて、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの(極度額が当該極度方式基本契約の締結時における当該不動産の価格の範囲内であるもの)に限り、当該不動産を売却した後当該個人顧客の生活に支障

を来すと認められる場合を除く。）

一 (略)

二 事業を営む個人顧客を相手方とする極度方式基本契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの

イ・ロ (略)

三 現に事業を営んでいない個人顧客に対する新たな事業を行うために必要な資金の貸付けを目的とした極度方式基本契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの

イ・ロ (略)

2 貸金業者は、前項第一号に掲げる極度方式基本契約を締結している個人顧客の配偶者を相手方として極度方式基本契約を締結している場合において、当該極度方式基本契約について法第十三条の三第一項又は第二項の規定による調査をしなければならないときは、当該極度方式基本契約が配偶者合算基準額超過極度方式基本契約に該当するかどうかをあわせて調査しなければならない。

3 前項に規定する「配偶者合算基準額超過極度方式基本契約」とは、第一項第一号に掲げる極度方式基本契約を締結している個人顧客の配偶者を相手方とする極度方式基本契約で、当該個人顧客の配偶者に係る極度方式個人顧客合算額と当該個人顧客に係る極度方式個人顧客合算額から当該個人顧客に係る基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）を合算した額が、当該個人顧客の配偶者に係る基準額を超えることとなるもの（同項各号に掲げるものを除く。）をいう。

四 (略)

五 事業を営む個人顧客を相手方とする極度方式基本契約であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ・ロ (略)

六 現に事業を営んでいない個人顧客に対する新たな事業を行うために必要な資金の貸付けを目的とした極度方式基本契約であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ・ロ (略)

2 貸金業者は、前項第四号に掲げる極度方式基本契約を締結している個人顧客の配偶者を相手方として極度方式基本契約を締結している場合において、当該極度方式基本契約について法第十三条の三第一項又は第二項の規定による調査をしなければならないときは、当該極度方式基本契約が配偶者合算基準額超過極度方式基本契約に該当するかどうかをあわせて調査しなければならない。

3 前項に規定する「配偶者合算基準額超過極度方式基本契約」とは、第一項第四号に掲げる極度方式基本契約を締結している個人顧客の配偶者を相手方とする極度方式基本契約で、当該個人顧客の配偶者に係る極度方式個人顧客合算額と当該個人顧客に係る極度方式個人顧客合算額から当該個人顧客に係る基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）を合算した額が、当該個人顧客の配偶者に係る基準額を超えることとなるもの（同項各号に掲げるものを除く。）をいう。

4 貸金業者は、第一項第一号に掲げる極度方式基本契約を締結している個人顧客の配偶者を相手方として極度方式基本契約を締結している場合において、第二項の規定による調査により、当該極度方式基本契約が前項に規定する配偶者合算基準額超過極度方式基本契約に該当すると認められるときは、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一・二 (略)

(開始等の届出)

第二十六条の二十五 法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(削る)

(削る)

2 三〇七 (略)

4 貸金業者は、第一項第四号に掲げる極度方式基本契約を締結している個人顧客の配偶者を相手方として極度方式基本契約を締結している場合において、第二項の規定による調査により、当該極度方式基本契約が前項に規定する配偶者合算基準額超過極度方式基本契約に該当すると認められるときは、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一・二 (略)

(開始等の届出)

第二十六条の二十五 法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 純資産額が令第三条の二で定める金額に満たない貸金業者が、第五条の三第二号イからニまでに掲げる要件に該当して引き続き貸金業を営む場合

四 純資産額が令第三条の二で定める金額に満たない者で第五条の三第二号イからニまでに掲げる要件に該当して法第三条第一項の登録を受けた貸金業者（前号による届出をして引き続き貸金業を営むものを含む。）が、第五条の三第二号に掲げる要件に該当しないこととなつた場合

2 三〇九 (略)

第二十六条の二十五の二 非営利特例対象法人である貸金業者が第五

(新設)

条の三の二第一項の規定により、法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由があると認められる場合において、法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令で定める場合は、前条第一項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一 純資産額が令第三条の二に定める金額に満たなくなつた貸金業者が引き続き貸金業を営む場合

二 前号に掲げる場合に該当し、届出を行つた貸金業者が非営利特例対象法人でなくなつた場合又は当該貸金業者の貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた場合

2 非営利特例対象法人である貸金業者が第五条の四の二第一項の規定により、第五条の四第一項各号に掲げる基準に適合しているものとみなされて登録を受けている場合において、法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令で定める場合は、前条第一項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一 当該貸金業者が非営利特例対象法人でなくなつた場合又は当該貸金業者の貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた場合

二 当該貸金業者が当該登録の有効期間の満了の日以前に第五条の四第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することとなつた場合

三 当該貸金業者が第五条の四の二第一項各号に掲げる要件のい

れかを欠くこととなつた場合

3| 非営利特例対象法人である貸金業者の貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げるすべての要件に該当して行われている場合において、法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令で定める場合は、前条第一項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一| 当該貸金業者が特定貸付契約の締結を業として行う旨の決定をした場合

二| 特定非営利金融法人が特定貸付契約の締結を業として行うことを中止する旨の決定をした場合

三| 特定非営利金融法人が非営利特例対象法人でなくなつた場合又は当該貸金業者の貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた場合

(届出書に記載すべき事項)

第二十六条の二十六 法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

一〜三 (略)

四| 第二十六条の二十五第一項第一号又は第二号に該当する場合  
次に掲げる事項

イ〜ト (略)

(届出書に記載すべき事項)

第二十六条の二十六 法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

一〜三 (略)

四| 前条第一項第一号又は第二号に該当する場合  
次に掲げる事項

イ〜ト (略)

(削る)

(削る)

五| 第二十六条の二十五第一項第三号に該当する場合 次に掲げる  
事項

イゝハ (略)

六| 第二十六条の二十五第一項第四号に該当する場合 次に掲げる  
事項

イゝハ (略)

七| 第二十六条の二十五第一項第五号に該当する場合 次に掲げる  
事項

イ・ロ (略)

八| 第二十六条の二十五第一項第六号に該当する場合 次に掲げる  
事項

イゝハ (略)

九| 第二十六条の二十五第一項第七号に該当する場合 貸金業協会  
に加入又は脱退した年月日

第二十六条の二十六の二 第二十六条の二十五の二第一項各号、第二  
項各号又は第三項各号に掲げる場合に該当し、法第二十四条の六の  
二の規定により届出を行う貸金業者は、次の各号に掲げる場合の区

五| 前条第一項第三号に該当する場合 第五条の三第二号イからニ

までに掲げる要件に該当することとなつた年月日及び貸付に關す  
る今後の事業計画

六| 前条第一項第四号に該当する場合 第五条の三第二号に掲げる  
要件に該当しないこととなつた年月日及び理由

七| 前条第一項第五号に該当する場合 次に掲げる事項

イゝハ (略)

八| 前条第一項第六号に該当する場合 次に掲げる事項

イゝハ (略)

九| 前条第一項第七号に該当する場合 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

十| 前条第一項第八号に該当する場合 次に掲げる事項

イゝハ (略)

十一| 前条第一項第九号に該当する場合 貸金業協会に加入又は脱  
退した年月日

(新設)

分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 第二十六条の二十五の二第一項第一号に該当する場合 非営利特例対象法人となつた年月日及び貸付けに関する今後の事業計画
- 二 第二十六条の二十五の二第一項第二号、第二項第一号又は第三項第三号に該当する場合 非営利特例対象法人でなくなつた年月日又は貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた年月日及びこれらの理由
- 三 第二十六条の二十五の二第二項第二号に該当する場合 第五条の四第一項第二号又は第三号に掲げる基準に適合することとなつた年月日及び理由
- 四 第二十六条の二十五の二第二項第三号に該当する場合 第五条の四の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた年月日及び理由
- 五 第二十六条の二十五の二第三項第一号に該当する場合 同号の決定をした年月日及び貸付けに関する今後の事業計画
- 六 第二十六条の二十五の二第三項第二号に該当する場合 同号の決定をした年月日

(届出書に添付すべき書類)

第二十六条の二十七 法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、第二十六条の二十六に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添

(届出書に添付すべき書類)

第二十六条の二十七 法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、前条に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添

添付しなければならない。

一〇三 (略)

(削る)

(削る)

四 第二十六条の二十五第一項第三号に該当する場合 債権譲渡に係る契約書の写し

五 第二十六条の二十五第一項第五号に該当する場合 貸金業者と保証業者との間の資本関係、人的関係及び取引関係を記載した書面

六 第二十六条の二十五第一項第六号に該当する場合 業務委託に係る契約を締結した場合は当該契約書の写し

七 第二十六条の二十五第一項第七号に該当する場合 貸金業協会に加入又は脱退した事実が確認できる書面の写し

第二十六条の二十七の二 第二十六条の二十五の二第一項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる場合に該当し、法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、第二十六条の二十六の二に

付しなければならない。

一〇三 (略)

四 第二十六条の二十五第一項第三号に該当する場合 定款又は寄附行為及び第五条の五第一項第一号に規定する最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面(同条第二項第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、純資産額及びその算出根拠を記載した書面)

五 第二十六条の二十五第一項第四号に該当する場合 前号に掲げる書面その他第五条の三第二号に掲げる要件に該当しないこととなつた事実が確認できる書面

六 第二十六条の二十五第一項第五号に該当する場合 債権譲渡に係る契約書の写し

七 第二十六条の二十五第一項第七号に該当する場合 貸金業者と保証業者との間の資本関係、人的関係及び取引関係を記載した書面

八 第二十六条の二十五第一項第八号に該当する場合 業務委託に係る契約を締結した場合は当該契約書の写し

九 第二十六条の二十五第一項第九号に該当する場合 貸金業協会に加入又は脱退した事実が確認できる書面の写し

(新設)

規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 第二十六条の二十五の二第一項第一号に該当する場合 定款又は寄附行為及び第五条の五第一項第一号に規定する最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（同条第二項第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、純資産額及びその算出根拠を記載した書面）

二 第二十六条の二十五の二第一項第二号、第二項第一号又は第三項第三号に該当する場合 次に掲げる書面

イ 前号に定める書面

ロ 非営利特例対象法人でなくなつた事実が確認できる書面又は貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた事実が確認できる書面

三 第二十六条の二十五の二第二項第二号に該当する場合 第五条の四第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することとなつた事実が確認できる書面

四 第二十六条の二十五の二第二項第三号に該当する場合 第五条の四の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた事実が確認できる書面

五 第二十六条の二十五の二第三項第一号に該当する場合 同号の決定があつたことを証する書面

六 第二十六条の二十五の二第三項第二号に該当する場合 同号の決定があつたことを証する書面

第二十六条の二十九の二 前条第一項の規定にかかわらず、法第二十四條の六の九の規定により貸金業者が提出する事業報告書は、当該貸金業者が特定非営利金融法人である場合にあつては別紙様式第八号の二、第五條の三の二第一項の規定により法第六條第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由があると認められて法第三條第一項の登録を受けており、又は第五條の四の二第一項の規定により第五條の四第一項各号に掲げる基準に適合しているとみなされて登録を受けている場合（当該貸金業者が特定非営利金融法人である場合を除く。）にあつては別紙様式第八号の三により作成しなければならない。

（個人情報情報の提供を必要としない契約）

第三十條の十二（略）

第三十條の十二の二 貸金業者が特定非営利金融法人である場合にあっては、法第四十一條の三十五第一項に規定する極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものは、前條に規定するもののほか、特定貸付契約とする。

（個人情報情報に含まれる事項）

第三十條の十三 法第四十一條の三十五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、個人顧客に係る次に掲げるものとする。

（新設）

（個人情報情報の提供を必要としない契約）

第三十條の十二（略）

（新設）

（個人情報情報に含まれる事項）

第三十條の十三 法第四十一條の三十五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、個人顧客に係る次に掲げるものとする。

一〇七 (略)

八 当該個人顧客が第十条の二十三第一項第三号に掲げる契約を締結している場合には、当該個人顧客の配偶者に係る第一号から第六号までに掲げるもの(同号に掲げるものについては、当該配偶者が運転免許証の交付を受けている場合に限る。)及び当該配偶者に係る本人確認書類に記載されている当該配偶者を特定するに足りる記号番号(当該本人確認書類の提供を受けている場合に限る。)

2 法第四十一条の三十五第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 第十条の二十一第一項第一号から第七号まで及び第十条の二十三第一項各号に掲げる貸付けに係る契約に該当する場合にあつては、その旨

第三十条の十四の二 貸金業者が特定非営利金融法人である場合に

つては、法第四十一条の三十六第二項に規定する内閣府令で定めるものは、前条第二項に規定するもののほか、特定貸付契約とする。

(信用情報の提供等に係る配偶者の同意の取得等)

第三十条の十五 加入貸金業者は、加入指定信用情報機関(法第四十一条の三十五第二項に規定する加入指定信用情報機関をいう。次項において同じ。)に資金需要者等の配偶者に係る信用情報の提供の

一〇七 (略)

八 当該個人顧客が第十条の二十三第一項第六号に掲げる契約を締結している場合には、当該個人顧客の配偶者に係る第一号から第六号までに掲げるもの(同号に掲げるものについては、当該配偶者が運転免許証の交付を受けている場合に限る。)及び当該配偶者に係る本人確認書類に記載されている当該配偶者を特定するに足りる記号番号(当該本人確認書類の提供を受けている場合に限る。)

2 法第四十一条の三十五第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 第十条の二十一第一項第一号から第四号まで及び第十条の二十三第一項各号に掲げる貸付けに係る契約に該当する場合にあつては、その旨

(新設)

(信用情報の提供等に係る配偶者の同意の取得等)

第三十条の十五 加入貸金業者は、加入指定信用情報機関(法第四十一条の三十五第二項に規定する加入指定信用情報機関をいう。次項において同じ。)に資金需要者等の配偶者に係る信用情報の提供の

依頼（当該配偶者に係る他の指定信用情報機関が保有する個人情報情報の提供の依頼を含む。）をする場合には、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、当該配偶者から書面又は電磁的方法による同意を得なければならぬ。

一 第三十条の十四第一項に規定する場合

二 当該配偶者が第十條の二十三第一項第三号に掲げる契約を締結している場合（当該資金需要者等と貸付けの契約を締結しようとする場合又は当該資金需要者等と締結している貸付けに係る契約に係る債権の管理に必要な場合（当該資金需要者等と締結している極度方式基本契約について法第十三條の三第一項又は第二項の規定による調査を行う場合を含む。）に限る。）

2 加入貸金業者は、個人顧客を相手方として第十條の二十三第一項第三号に掲げる契約を締結しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる同意を当該個人顧客の配偶者から書面又は電磁的方法により得なければならぬ。ただし、当該契約が当該個人顧客を相手方とする加入前極度方式貸付契約（法第四十一條の三十六第二項に規定する加入前極度方式貸付契約をいう。）である場合は、この限りでない。

一・二 （略）

三 第三十条の十三第一項第八号に掲げるものを法第四十一條の二十四第一項の規定による依頼に応じ、他の指定信用情報機関の加入貸金業者に提供する旨の同意

3  
(略)

依頼（当該配偶者に係る他の指定信用情報機関が保有する個人情報情報の提供の依頼を含む。）をする場合には、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、当該配偶者から書面又は電磁的方法による同意を得なければならぬ。

一 前条第一項に規定する場合

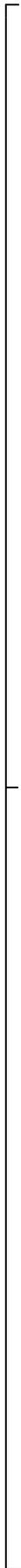
二 当該配偶者が第十條の二十三第一項第六号に掲げる契約を締結している場合（当該資金需要者等と貸付けの契約を締結しようとする場合又は当該資金需要者等と締結している貸付けに係る契約に係る債権の管理に必要な場合（当該資金需要者等と締結している極度方式基本契約について法第十三條の三第一項又は第二項の規定による調査を行う場合を含む。）に限る。）

2 加入貸金業者は、個人顧客を相手方として第十條の二十三第一項第六号に掲げる契約を締結しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる同意を当該個人顧客の配偶者から書面又は電磁的方法により得なければならぬ。ただし、当該契約が当該個人顧客を相手方とする加入前極度方式貸付契約（法第四十一條の三十六第二項に規定する加入前極度方式貸付契約をいう。）である場合は、この限りでない。

一・二 （略）

三 第三十条の十三第一項第八号に掲げるものを第四十一條の二十四第一項の規定による依頼に応じ、他の指定信用情報機関の加入貸金業者に提供する旨の同意

3  
(略)



二 貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九号）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（第一条の規定による貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が施行日以後である改正法第二条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。次項において「旧貸金業規制法」という。）第三条第一項の登録に係る改正法第二条の規定による改正後の貸金業法（以下「新貸金業法」という。）第三条第二項の登録の更新の申請については、新貸金業法第四条の規定の例により、申請をしなければならない。</p> <p>2 施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が施行日以後である旧貸金業規制法第三条第一項の登録に係る新貸金業法第三条第二項の登録の更新の申請をした者が新貸金業法第四条の規定の例により申請をしていない場合には、速やかに、同条の規定の例により提出されていない書類を当該登録の更新の申請をした財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>第三条 新貸金業法第二十四条の六の四第一項の規定により貸金業の登録を取り消す場合において、貸金業者が施行日において現に貸金</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（第一条の規定による貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が施行日後である改正法第二条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。次項において「旧貸金業規制法」という。）第三条第一項の登録に係る改正法第二条の規定による改正後の貸金業法（以下「新貸金業法」という。）第三条第二項の登録の更新の申請については、新貸金業法第四条の規定の例により、申請をしなければならない。</p> <p>2 施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が施行日後である旧貸金業規制法第三条第一項の登録に係る新貸金業法第三条第二項の登録の更新の申請をした者が新貸金業法第四条の規定の例により申請をしていない場合には、速やかに、同条の規定の例により提出されていない書類を当該登録の更新の申請をした財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>第三条 新貸金業法第二十四条の六の四第一項の規定により貸金業の登録を取り消す場合において、当該貸金業者が施行日において現に</p>

業の登録を受けている者であるときは、当該登録の更新の日の前日までの間は、第一条の規定による改正後の貸金業法施行規則第五条の四第一項第二号及び第三号の規定は、適用しない。

（第二条の規定による貸金業法施行規則の一部改正に伴う経過措置

第四条 第三号施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が第三号施行日以後である新貸金業法第三条第一項の登録に係る改正法第三条の規定による改正後の貸金業法（以下「第三号新貸金業法」という。）第三条第二項の登録の更新の申請については、第三号新貸金業法第四条の規定の例により、申請をしなければならない。

2 第三号施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が第三号施行日以後である新貸金業法第三条第一項の登録に係る第三号新貸金業法第三条第二項の登録の更新の申請をした者が第三号新貸金業法第四条の規定の例により申請をしていない場合には、当該登録の更新の申請に係る登録の有効期間の満了の日の一月前までに、同条の規定の例により提出されていない書類を当該登録の更新の申請をした財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

（第三条の規定による貸金業法施行規則の一部改正に伴う経過措置

第七条 第四号施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が第四号

貸金業の登録を受けている者であるときは、当該登録の更新の日の前日までの間は、第一条の規定による改正後の貸金業法施行規則第五条の四第一項第二号及び第三号の規定は、適用しない。

（第二条の規定による貸金業法施行規則の一部改正に伴う経過措置

第四条 第三号施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が第三号施行日以後である新貸金業法第三条第一項の登録に係る改正法第三条の規定による改正後の貸金業法（以下「第三号新貸金業法」という。）第三条第二項の登録の更新の申請については、第三号新貸金業法第四条の規定の例により、申請をしなければならない。

2 第三号施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が第三号施行日以後である新貸金業法第三条第一項の登録に係る第三号新貸金業法第三条第二項の登録の更新の申請をした者が第三号新貸金業法第四条の規定の例により申請をしていない場合には、当該登録の更新の申請に係る登録の有効期間の満了の日の一月前までに、同条の規定の例により提出されていない書類を当該登録の更新の申請をした財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

（第三条の規定による貸金業法施行規則の一部改正に伴う経過措置

第七条 第四号施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が第四号

施行日以後である第三号新貸金業法第三条第一項の登録に係る改正法第四条の規定による改正後の貸金業法（以下「第四号新貸金業法」という。）第三条第二項の登録の更新の申請については、第四号新貸金業法第四条の規定の例により、申請をしなければならない。

2 第四号施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が第四号施行日以後である第三号新貸金業法第三条第一項の登録に係る第四号新貸金業法第三条第二項の登録の更新の申請をした者が第四号新貸金業法第四条の規定の例により申請をしていない場合には、当該登録の更新の申請に係る登録の有効期間の満了の日の一月前までに、同条の規定の例により提出されていない書類を当該登録の更新の申請をした財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

第九条の二 平成二十三年六月十七日までの間における第四号新貸金業法施行規則第十条の二十六の規定の適用については、同条第一項中「一月」とあるのは、「二月」とする。

施行日以後である第三号新貸金業法第三条第一項の登録に係る改正法第四条の規定による改正後の貸金業法（以下「第四号新貸金業法」という。）第三条第二項の登録の更新の申請については、第四号新貸金業法第四条の規定の例により、申請をしなければならない。

2 第四号施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が第四号施行日以後である第三号新貸金業法第三条第一項の登録に係る第四号新貸金業法第三条第二項の登録の更新の申請をした者が第四号新貸金業法第四条の規定の例により申請をしていない場合には、当該登録の更新の申請に係る登録の有効期間の満了の日の一月前までに、同条の規定の例により提出されていない書類を当該登録の更新の申請をした財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

（新設）

三 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十八号）

改 正 案	現 行
<p>第十八条 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第三項中第十四号を第十五号とし、同項第十三号の次に次の一号を加える。</p> <p>十四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を別紙様式第四号の二の二により記載した書面</p> <p>イ 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称</p> <p>ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容</p> <p>（以下略）</p>	<p>第十八条 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第三項に次の一号を加える。</p> <p>十四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を別紙様式第四号の二の二により記載した書面</p> <p>イ 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称</p> <p>ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容</p> <p>（以下略）</p>

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この府令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）

以下「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年六月十八日）から施行する。

### (経過措置)

第二条 貸金業の登録の有効期間の満了の日の翌日が改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後である貸金業者が、施行日前に既に貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九号。以下「旧改正府令」という。）附則第七条第一項の規定に基づき、改正法第四条の規定による改正後の貸金業法（以下「新貸金業法」という。）第四条の規定の例により、旧改正府令第三条の規定による改正後の貸金業法施行規則別紙様式第一号（以下「旧様式」という。）を用いて、貸金業の登録の更新の申請を行っている場合（施行日前に既に旧改正府令附則第七条第二項の規定に基づき、新貸金業法第四条の規定の例により提出されていない書類を旧様式に

よつて作成し、提出している場合を含む。）において、旧様式に記載されている営業所又は事務所ごとに置かれる貸金業務取扱主任者（新貸金業法第二十四条の二十五第一項の登録を受けた貸金業務取扱主任者をいう。）の氏名及び登録番号は、施行日において改正法附則第十七条第一項の規定により届け出られた貸金業務取扱主任者の氏名及び登録番号に変更されたものとみなす。

第三条 この府令の施行の日前に次の各号に掲げる場合に該当して行われた届出については、それぞれ当該各号に定める場合に該当して行われた届出とみなす。

- 一 第一条の規定による改正前の貸金業法施行規則（次号において「旧施行規則」という。）第二十六条の二十五第一項第三号に掲げる場合 第二十六条の二十五の二第一項第一号に掲げる場合
- 二 旧施行規則第二十六条の二十五第一項第四号に掲げる場合 第二十六条の二十五の二第一項第二号に

掲げる場合

改 正 案

（第4面）

10 営業所等の名称及び所在地

名 称 (設置年月日)	所 在 地	貸金業務取扱 主任者の氏名 (登録番号)
計	店	

（記載上の注意）

- 1 「名称」は、主たる営業所等、従たる営業所等並びに従たる営業所等のうち自動契約受付機、現金自動設備及び代理店の名称を、それぞれ区分して記載すること。なお、店舗外現金自動設備のうち、自社設置分については「自社設置現金自動設備」と記載し、業務委託先設置分については委託先の名称（委託先が貸金業者の場合は登録番号を、貸金業者以外の場合は本店所在地を含む。）を記載すること。  
また、営業所等は、施行規則第1条の5第3項に規定する「営業所又は事務所」をいい、名称の如何を問わない。
- 2 「所在地」には電話番号（場所を特定する電話番号に限る。）を併記すること。なお、現金自動設備については、設置都道府県名（業務委託先設置分は委託先ごと）を記載すること。
- 3 「貸金業務取扱主任者の氏名」は、施行規則第10条の8に定めるところにより各営業所等に設置した貸金業務取扱主任者を記載すること。なお、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより業務を行う営業所等又は代理店（当該代理店が貸金業者である場合に限る。）については、他の営業所等の貸金業務取扱主任者を設置することができる。
- 4 現金自動設備について、地域によって異なる貸金業務取扱主任者を設置する場合には、当該地域ごとに、それぞれ区分して記載すること。
- 5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

現 行

（第4面）

10 営業所等の名称及び所在地

名 称 (設置年月日)	所 在 地	貸金業務取扱 主任者の氏名 (登録番号)
計	店	

（記載上の注意）

- 1 「名称」は、主たる営業所等、従たる営業所等並びに従たる営業所等のうち自動契約受付機、現金自動設備及び代理店の名称を、それぞれ区分して記載すること。なお、店舗外現金自動設備のうち、自社設置分については「自社設置現金自動設備」と記載し、業務委託先設置分については委託先の名称（委託先が貸金業者の場合は登録番号を、貸金業者以外の場合は本店所在地を含む。）を記載すること。  
また、営業所等は、施行規則第1条の5第3項に規定する「営業所又は事務所」をいい、名称の如何を問わない。
- 2 「所在地」には電話番号（場所を特定する電話番号に限る。）を併記すること。なお、現金自動設備については、設置都道府県名（業務委託先設置分は委託先ごと）を記載すること。
- 3 「貸金業務取扱主任者の氏名」には、各営業所等に1名記載すること。なお、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより業務を行う営業所等又は代理店については、他の営業所等の貸金業務取扱主任者を選任することができる。
- 4 現金自動設備について、地域によって異なる貸金業務取扱主任者を選任する場合には、当該地域ごとに、それぞれ区分して記載すること。
- 5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

(日本工業規格A4)

別紙様式第8号の2(第26条の29の2関係)

事業報告書

第 期 ( 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで )

財務(支) 局長  
殿  
知事

届出者 登録 財務(支) 局長 ( ) 第 号

番号 知事

(郵便番号 )

住 所

電話番号 ( ) -

名 称

氏 名

Ⓜ

(法人にあつては、代表者の氏名)

( 法定代理人

氏 名

Ⓜ )

連絡者 所属 氏 名

電話番号 ( ) -

# 事業報告書

## 目次

- 1 貸金業務の概要
- 2 役職員数、事務所数、提携先現金自動設備設置箇所数
- 3 関係会社の状況
- 4 貸付金の種別残高
- 5 業種別貸付残高
- 6 貸付金の担保内訳
- 7 貸付けの契約における公正証書の作成状況
- 8 資金調達の状況
- 9 延滞状況
- 10 指定紛争解決機関との契約締結等の状況
- 11 貸金業協会等への加入状況等
- 12 社内規則等の整備及び改正状況
- 13 従業者に対する研修の実施状況
- 14 内部監査の実施状況
- 15 金利帯別貸付件数及び貸付残高
- 16 利息収入の状況
- 17 特定非営利活動貸付けの状況
- 18 生活困窮者支援貸付けの状況

(記載上の注意)

- 1 記載基準日は事業年度の末日とする。
- 2 「連絡者」は、事業報告書の作成担当者を記載する。

# 事 業 報 告 書

第 期 { 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで }

## 1 貸金業務の概要

--

(記載上の注意)

貸金業務の位置付け（当該貸金業者の業務全体に占める貸金業務の状況）、貸金業務の状況の推移（貸付残高の対前期増減額及び増減率並びに増減の主な理由）及び海外における事業展開等（進出国、拠点数、業務内容等）について簡潔に記載する。

## 2 役職員数、事務所数、提携先現金自動設備設置箇所数

区 分		人 数 等	
		うち個人	うち法人
役 員	員		
	うち常勤役員		
従業員	職 員		/
	そ の 他		/
	計		/
合 計			
事 務 所	所	/	
	有 人 事 務 所		
	事 務 所 外 自 動 契 約 機 設 置 箇 所		
	事務所外現金自動設備自社 設 置 箇 所		
	代 理 店		
合 計			
提携先現金自動設備設置箇所			

(記載上の注意)

- 1 個人の場合は、役員欄、従業員欄にそれぞれ経営者数、使用人数を記載する。
- 2 事務所外自動契約機設置箇所の欄には、有人事務所内及び代理店内に設置されているものを除いた数を記載する。
- 3 事務所外現金自動設備自社設置箇所の欄には、有人事務所内、事務所外自動契約機設置箇所内及び代理店内に設置されているものを除いた数を記載する。



#### 4 貸付金の種別残高

貸付種別		件数・残高		平均約定金利	
		件数	構成割合		残高
消費者向	無担保 (住宅向を除く)	件	%	百万円	%
	有担保 (住宅向を除く)				
	住宅向				
	計				
事業者向	貸付				
	手形割引				
	計				
合計			100		100
うち株式取得資金の貸付					

(記載上の注意)

- 1 「平均約定金利」は加重平均により小数点第2位まで記載する。
- 2 「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。
- 3 担保には保証を含まない。
- 4 「構成割合」は合計に対する割合を記載する。
- 5 「株式取得資金」の貸付は、1件の貸付残高が1億円以上のものについて、その件数及び貸付残高の合計を記載する。
- 6 「件数」は契約件数を記載する。なお、極度方式基本契約については、極度方式基本契約の件数を計上し、極度方式基本契約に基づく貸付けの件数は計上しない。
- 7 「残高」は貸付当初の元本ではなく、残元本を記載する。

## 5 業種別貸付残高

業種別	先数		残高	
	件	構成割合 %	百万円	構成割合 %
建設業				
製造業				
電気・ガス・熱供給・水道業				
情報通信業				
運輸業				
卸売・小売業				
金融・保険業				
不動産業				
飲食店、宿泊業				
医療、福祉				
教育、学習支援業				
複合サービス事業				
サービス業（他に分類されないもの）				
個人				
その他				
合計		100		100

(記載上の注意)

- 1 業種別貸付残高は貸付先の主な事業（過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの）により分類する。
- 2 業種は、日本標準産業分類により分類する。
- 3 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。
- 4 「個人」欄の残高は、表4の消費者向計の残高と一致する。

## 6 貸付金の担保内訳

受入担保の種類	残	高	構 成 割 合
有 価 証 券	(	百万円 百万円)	% (%)
うち手形	(	)	( )
うち小切手	(	)	( )
うち株式	(	)	( )
債 権	(	)	( )
うち預金	(	)	( )
商 品	(	)	( )
不 動 産	(	)	( )
財 団	(	)	( )
そ の 他	(	)	( )
計	(	)	( )
保 証	(	)	( )
無 担 保	(	)	( )
合 計	(	)	100 (100)

(記載上の注意)

- 2種類以上の担保がある貸付金については、この様式に掲げている受入担保の種類の前記順にしたがって、担保の評価額を限度として充当計上する。
- 括弧内には、利息制限法の上限金利を超過した金銭の貸付けにおける担保内訳について記載する。

7 貸付けの契約における公正証書の作成状況

契約種別	件数		金額	
	件	うち特定公正証書	百万円	うち特定公正証書
貸付けに係る契約	( )	( )	( )	( )
保証契約	( )	( )	( )	( )

(記載上の注意)

- 1 事業報告書作成時点で貸付残高のある貸付契約に関して作成された公正証書について計上すること。
- 2 「金額」は、公正証書に記載された金額について記載する。
- 3 「特定公正証書」とは、法第20条第1項における特定公正証書をいう。
- 4 括弧内には、貸金業法施行前に締結された契約で、利息制限法の上限金利を超過した貸付けに係る契約若しくは貸付けに係る契約に係る保証契約について、公正証書を作成した件数及び額面を記載する。

## 8 資金調達状況

借入先等	残高	平均調達金利
	百万円	%
1 金融機関		
2 関係会社		
3 事業会社 (信販・リース会社を含む。)		
4 個人		
5 その他		
社債・CP		
合計		
自己資金 (法人の場合は自己資本)		
資本金(法人)		

(記載上の注意)

- 1 平均調達金利は、加重平均により、小数点第2位まで記載する。
- 2 「金融機関」とは、銀行、長期信用銀行、信託銀行、信用金庫、生命保険会社、損害保険会社、外国銀行、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合及び政府関係金融機関等をいう。
- 3 「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項における関係会社をいう。
- 4 「自己資金」とは、資産の合計額より負債の合計額を控除した額をいう。
- 5 「自己資本」とは、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員賞与金の予定額を控除し、引当金(特別法上の引当金を含む。)の合計額を加えた額をいう。
- 6 残高は借入当初の元本ではなく、元本の残額を記載する。

## 9 延滞状況

	貸付金残高	延滞残高					当期貸倒 損失額	当期貸倒 引当金額
		1か月以上 3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上	計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
消費者向		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
事業者向		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
合計		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

(記載上の注意)

- 貸付金残高のうち、返済約定期限経過後1か月以上3か月未満、3か月以上6か月未満、6か月以上1年未満及び1年以上延滞しているものについて、それぞれの区分に従い、延滞残高を記載する。
- 貸付金残高は、償却前の貸付金残高とする。
- 延滞残高については、元本若しくは利息の延滞にかかわらず、契約書に定める期限の利益の喪失事由に該当する場合は、その元本の残高のすべてを計上する。(返済方式が一括返済の場合は、貸付金の残高を、割賦返済の場合で残債方式をとっている場合は元本の残額を、また、アドオン方式をとっている場合は、期日到来債権額と債権の残額の合計を延滞額として記載する。)
- 括弧内には、貸付金残高のうち期末において未収利息(資産不計上分を含む。)の発生したもの(未収利息発生後、それぞれ1か月以上3か月未満、3か月以上6か月未満、6か月以上1年未満及び1年以上経過したもの)を記載する。
- 表4の貸付金の種別残高、表5の業種別貸付残高、表6の貸付金の担保内訳の残高及び表9の貸付金残高合計について、それぞれの合計額は一致する。

## 10 指定紛争解決機関との契約締結等の状況

--

(記載上の注意)

指定紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は名称、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

## 11 貸金業協会等への加入状況等

1	貸金業協会に加入している (平成 年 月 日加入、協会員番号：第 号)
2	信用情報機関に加入している (加入している信用情報機関名： )
3	上記のいずれにも該当しない
(参考) その他加入している貸金業に関する団体があればその名称を記載すること	

(記載上の注意)

1～3の該当する項目の番号を○で囲み、参考についてはその名称を記載すること。

## 12 社内規則等の整備及び改正状況

--

(記載上の注意)

- 1 策定している社内規則等の名称を記載するとともに、事業年度内に当該規則等の改正を行った場合には、その概要を簡記すること。
- 2 貸金業協会会員にあっては記載を要しない。

### 13 従業者に対する研修の実施状況

--

(記載上の注意)

- 1 研修の名称、目的、期間、対象者、内容を記載すること。
- 2 自社が実施した研修について記載することとし、貸金業協会が実施した研修は除くこと。

### 14 内部監査の実施状況

--

(記載上の注意)

- 1 「内部監査」とは、監査部署等による業務監査を指し、外部委託によるものを含み、内部管理の一環としての検査等を含まない。(ただし、内部監査の代替として行う措置がある場合には、当該措置を記載すること。)
- 2 業務監査の種類ごとに「監査期間」、「監査対象部署」、「監査結果の概要」、「改善策」を記載する。

15 金利帯別貸付件数及び貸付残高

金利帯	件数・残高		残高	
	件数	構成割合	残高	構成割合
2.5%以下	件	%	百万円	%
2.5%超 5.0%以下				
5.0%超 7.5%以下				
7.5%超				
合計		100		100

(記載上の注意)

金利は約定金利とする（法第12条の8第2項に規定するみなし利息を含む。）。

16 利息収入の状況

種別	利息収入額	
	利息収入額	構成割合
法第3条第1項の登録を受けた日以降行った貸付に係る利息収入額	百万円	%
うち特定非営利活動として行われる貸付け及び生活困窮者を支援するための貸付けに係る利息収入額		100

(記載上の注意)

法第12条の8第2項に規定するみなし利息を含む。

17 特定非営利活動貸付けの状況

(1) 貸付内容別貸付件数及び貸付残高

貸付内容	件数・残高		残高	
	件数	構成割合	残高	構成割合
保険、医療又は福祉の増進を図る活動	件	%	百万円	%
社会教育の推進を図る活動				
まちづくりの推進を図る活動				
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動				
環境の保全を図る活動				
災害救援活動				
地域安全活動				
人権の擁護又は平和の推進を図る活動				
国際協力の活動				
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動				
子どもの健全育成を図る活動				
情報化社会の発展を図る活動				
科学技術の振興を図る活動				
経済活動の活性化を図る活動				
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動				
消費者の保護を図る活動				
上記に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動				
合計		100		100

(記載上の注意)

- 1 第1条の2の3第4項の特定非営利活動貸付けについてのみ計上する。
- 2 貸付内容は、特定非営利活動促進法第2条第1項別表に掲げる区分に準じて計上する。
- 3 貸付内容が複数にわたる場合には、二重計上はせずに、主な貸付内容にのみ計上する。

(2) 金利帯別貸付件数及び貸付残高

金利帯	件数・残高		残高	
	件数	構成割合	残高	構成割合
2.5%以下	件	%	百万円	%
2.5%超 5.0%以下				
5.0%超 7.5%以下				
7.5%超				
合計		100		100

(記載上の注意)

- 1 第1条の2の3第4項の特定非営利活動貸付けについてのみ計上する。
- 2 金利は約定金利とする（法第12条の8第2項に規定するみなし利息を含む。）。
- 3 貸付件数及び貸付残高の合計が、表17（1）貸付内容別貸付件数及び貸付残高の合計と一致するよう計上する。

18 生活困窮者支援貸付けの状況

(1) 貸付件数及び貸付残高

貸付内容	件数・残高	
	件数	残高
生活困窮者支援貸付け	件	百万円

(記載上の注意)

- 1 第1条の2の3第5項の生活困窮者支援貸付けについてのみ計上する。

(2) 金利帯別貸付件数及び貸付残高

金利帯	件数・残高		残高	
	件数	構成割合	残高	構成割合
2.5%以下	件	%	百万円	%
2.5%超 5.0%以下				
5.0%超 7.5%以下				
7.5%超				
合計		100		100

(記載上の注意)

- 1 第1条の2の3第5項の生活困窮者支援貸付けについてのみ計上する。
- 2 金利は約定金利とする（法第12条の8第2項に規定するみなし利息を含む。）。
- 3 貸付件数及び貸付残高の合計が、表18（1）貸付件数及び貸付残高の合計と一致するよう計上する。

【非営利特例対象法人で特例登録を受けた者】

(日本工業規格A4)

別紙様式第8号の3(第26条の29の2関係)

事業報告書

第 期 { 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで }

財務(支) 局長  
殿  
知事

届出者 登録 財務(支) 局長 ( ) 第 号

番号 知事

(郵便番号 )

住 所

電話番号 ( ) -

名 称

氏 名

Ⓜ

(法人にあつては、代表者の氏名)

{ 法定代理人

氏 名

Ⓜ }

連絡者 所属 氏 名

電話番号 ( ) -

# 事業報告書

## 目次

- 1 貸金業務の概要
- 2 役職員数、事務所数、提携先現金自動設備設置箇所数
- 3 関係会社の状況
- 4 貸付金の種別残高
- 5 業種別貸付残高
- 6 貸付金の担保内訳
- 7 貸付けの契約における公正証書の作成状況
- 8 資金調達の状況
- 9 延滞状況
- 10 指定紛争解決機関との契約締結等の状況
- 11 貸金業協会等への加入状況等
- 12 社内規則等の整備及び改正状況
- 13 従業者に対する研修の実施状況
- 14 内部監査の実施状況
- 15 金利帯別貸付件数及び貸付残高
- 16 利息収入の状況

(記載上の注意)

- 1 記載基準日は事業年度の末日とする。
- 2 「連絡者」は、事業報告書の作成担当者を記載する。

# 事 業 報 告 書

第 期 { 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで }

## 1 貸金業務の概要

--

(記載上の注意)

貸金業務の位置付け（当該貸金業者の業務全体に占める貸金業務の状況）、貸金業務の状況の推移（貸付残高の対前期増減額及び増減率並びに増減の主な理由）及び海外における事業展開等（進出国、拠点数、業務内容等）について簡潔に記載する。

## 2 役職員数、事務所数、提携先現金自動設備設置箇所数

区 分		人 数 等	
		うち個人	うち法人
役 員	員		
	うち常勤役員		
従業員	職 員		/
	そ の 他		/
	計		/
合 計			
事 務 所	所	/	
	有 人 事 務 所		
	事 務 所 外 自 動 契 約 機 設 置 箇 所		
	事務所外現金自動設備自社 設 置 箇 所		
	代 理 店		
合 計			
提携先現金自動設備設置箇所			

(記載上の注意)

- 1 個人の場合は、役員欄、従業員欄にそれぞれ経営者数、使用人数を記載する。
- 2 事務所外自動契約機設置箇所の欄には、有人事務所内及び代理店内に設置されているものを除いた数を記載する。
- 3 事務所外現金自動設備自社設置箇所の欄には、有人事務所内、事務所外自動契約機設置箇所内及び代理店内に設置されているものを除いた数を記載する。



#### 4 貸付金の種別残高

貸付種別		件数・残高		平均約定金利		
		件数	構成割合		残高	構成割合
消費者向	無担保 (住宅向を除く)	件	%	百万円	%	%
	有担保 (住宅向を除く)					
	住宅向					
	計					
事業者向	貸付					
	手形割引					
	計					
合計			100		100	
うち株式取得資金の貸付						

(記載上の注意)

- 1 「平均約定金利」は加重平均により小数点第2位まで記載する。
- 2 「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。
- 3 担保には保証を含まない。
- 4 「構成割合」は合計に対する割合を記載する。
- 5 「株式取得資金」の貸付は、1件の貸付残高が1億円以上のものについて、その件数及び貸付残高の合計を記載する。
- 6 「件数」は契約件数を記載する。なお、極度方式基本契約については、極度方式基本契約の件数を計上し、極度方式基本契約に基づく貸付けの件数は計上しない。
- 7 「残高」は貸付当初の元本ではなく、残元本を記載する。

## 5 業種別貸付残高

業種別	先数		残高	
	件	構成割合 %	百万円	構成割合 %
建設業				
製造業				
電気・ガス・熱供給・水道業				
情報通信業				
運輸業				
卸売・小売業				
金融・保険業				
不動産業				
飲食店、宿泊業				
医療、福祉				
教育、学習支援業				
複合サービス事業				
サービス業（他に分類されないもの）				
個人				
その他				
合計		100		100

(記載上の注意)

- 1 業種別貸付残高は貸付先の主な事業（過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの）により分類する。
- 2 業種は、日本標準産業分類により分類する。
- 3 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。
- 4 「個人」欄の残高は、表4の消費者向計の残高と一致する。

## 6 貸付金の担保内訳

受入担保の種類	残	高	構 成 割 合
有 価 証 券	(	百万円 百万円)	% (%)
うち手形	(	)	( )
うち小切手	(	)	( )
うち株式	(	)	( )
債 権	(	)	( )
うち預金	(	)	( )
商 品	(	)	( )
不 動 産	(	)	( )
財 団	(	)	( )
そ の 他	(	)	( )
計	(	)	( )
保 証	(	)	( )
無 担 保	(	)	( )
合 計	(	)	100 (100)

(記載上の注意)

- 2種類以上の担保がある貸付金については、この様式に掲げている受入担保の種類の配列順にしたがって、担保の評価額を限度として充当計上する。
- 括弧内には、利息制限法の上限金利を超過した金銭の貸付けにおける担保内訳について記載する。

7 貸付けの契約における公正証書の作成状況

契約種別	件数		金額	
	件	うち特定公正証書	百万円	うち特定公正証書
貸付けに係る契約	( )	( )	( )	( )
保証契約	( )	( )	( )	( )

(記載上の注意)

- 1 事業報告書作成時点で貸付残高のある貸付契約に関して作成された公正証書について計上すること。
- 2 「金額」は、公正証書に記載された金額について記載する。
- 3 「特定公正証書」とは、法第20条第1項における特定公正証書をいう。
- 4 括弧内には、貸金業法施行前に締結された契約で、利息制限法の上限金利を超過した貸付けに係る契約若しくは貸付けに係る契約に係る保証契約について、公正証書を作成した件数及び額面を記載する。

## 8 資金調達状況

借入先等	残高	平均調達金利
	百万円	%
1 金融機関		
2 関係会社		
3 事業会社 (信販・リース会社を含む。)		
4 個人		
5 その他		
社債・CP		
合計		
自己資金 (法人の場合は自己資本)		
資本金(法人)		

(記載上の注意)

- 1 平均調達金利は、加重平均により、小数点第2位まで記載する。
- 2 「金融機関」とは、銀行、長期信用銀行、信託銀行、信用金庫、生命保険会社、損害保険会社、外国銀行、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合及び政府関係金融機関等をいう。
- 3 「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項における関係会社をいう。
- 4 「自己資金」とは、資産の合計額より負債の合計額を控除した額をいう。
- 5 「自己資本」とは、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員賞与金の予定額を控除し、引当金(特別法上の引当金を含む。)の合計額を加えた額をいう。
- 6 残高は借入当初の元本ではなく、元本の残額を記載する。

## 9 延滞状況

	貸付金残高	延滞残高					当期貸倒 損失額	当期貸倒 引当金額
		1か月以上 3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上	計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
消費者向		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
事業者向		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
合計		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

(記載上の注意)

- 貸付金残高のうち、返済約定期限経過後1か月以上3か月未満、3か月以上6か月未満、6か月以上1年未満及び1年以上延滞しているものについて、それぞれの区分に従い、延滞残高を記載する。
- 貸付金残高は、償却前の貸付金残高とする。
- 延滞残高については、元本若しくは利息の延滞にかかわらず、契約書に定める期限の利益の喪失事由に該当する場合は、その元本の残高のすべてを計上する。(返済方式が一括返済の場合は、貸付金の残高を、割賦返済の場合で残債方式をとっている場合は元本の残額を、また、アドオン方式をとっている場合は、期日到来債権額と債権の残額の合計を延滞額として記載する。)
- 括弧内には、貸付金残高のうち期末において未収利息(資産不計上分を含む。)の発生したもの(未収利息発生後、それぞれ1か月以上3か月未満、3か月以上6か月未満、6か月以上1年未満及び1年以上経過したもの)を記載する。
- 表4の貸付金の種別残高、表5の業種別貸付残高、表6の貸付金の担保内訳の残高及び表9の貸付金残高合計について、それぞれの合計額は一致する。

10 指定紛争解決機関との契約締結等の状況

--

(記載上の注意)

指定紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は名称、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

11 貸金業協会等への加入状況等

1	貸金業協会に加入している (平成 年 月 日加入、協会員番号：第 号)
2	信用情報機関に加入している (加入している信用情報機関名： )
3	上記のいずれにも該当しない
(参考) その他加入している貸金業に係る団体があればその名称を記載すること	

(記載上の注意)

1～3の該当する項目の番号を○で囲み、参考についてはその名称を記載すること。

12 社内規則等の整備及び改正状況

--

(記載上の注意)

- 1 策定している社内規則等の名称を記載するとともに、事業年度内に当該規則等の改正を行った場合には、その概要を簡記すること。
- 2 貸金業協会会員にあっては記載を要しない。

### 13 従業者に対する研修の実施状況

--

(記載上の注意)

- 1 研修の名称、目的、期間、対象者、内容を記載すること。
- 2 自社が実施した研修について記載することとし、貸金業協会が実施した研修は除くこと。

### 14 内部監査の実施状況

--

(記載上の注意)

- 1 「内部監査」とは、監査部署等による業務監査を指し、外部委託によるものを含み、内部管理の一環としての検査等を含まない。(ただし、内部監査の代替として行う措置がある場合には、当該措置を記載すること。)
- 2 業務監査の種類ごとに「監査期間」、「監査対象部署」、「監査結果の概要」、「改善策」を記載する。

15 金利帯別貸付件数及び貸付残高

金利帯	件数・残高		残高	
	件数	構成割合	残高	構成割合
2.5%以下	件	%	百万円	%
2.5%超 5.0%以下				
5.0%超 7.5%以下				
7.5%超				
合計		100		100

(記載上の注意)

- 1 第5条の3の2第1項各号に掲げるすべての要件に該当し、法第3条第1項の登録を受けた日以降に行った貸付けに関し記載する。
- 2 金利は約定金利とする（法第12条の8第2項に規定するみなし利息を含む。）。

16 利息収入の状況

種別	利息収入額	
	利息収入額	構成割合
法第3条第1項の登録を受けた日以降行 った貸付けに係る利息収入額	百万円	%
うち特定非営利活動として行われ る貸付け及び生活困窮者を支援するた めの貸付けに係る利息収入額		100

(記載上の注意)

法第12条の8第2項に規定するみなし利息を含む。